

社会福祉法人清美福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所 親愛保育園の経営

(ロ) 幼保連携型認定こども園 認定こども園ソレイユぐんげ保育園の経営

(ハ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清美福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献なする取組として、地域の高齢者、子育て世帯を支援するため、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府枚方市南中振2丁目17番37号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に

についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志をしめしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 理事 6名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 苦情解決第3者委員 3名
- 2 会長は前理事長を充てる。
 - 3 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 4 理事長は、この法人を代表する。
 - 5 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊な関係にあるものが、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 次長の選任及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が、理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたきを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪府枚方市南中振2丁目512番地1所在の鉄骨造陸屋根3階建
親愛保育園 園舎 1棟 延 792.30平方メートル
- (2) 大阪府枚方市南中振2丁目512番1 666.63平方メートル
大阪府枚方市南中振2丁目512番5 11.35平方メートル
所在の親愛保育園敷地 計 677.98平方メートル
- (3) 大阪府高槻市郡家本町325番地1、326番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
認定こども園ソレイユぐんげ保育園 園舎1棟 延1296.11平方メートル
- (4) 大阪府高槻市郡家本町325番1 922.31平方メートル
大阪府高槻市郡家本町326番1 442.02平方メートル
所在の認定こども園ソレイユぐんげ保育園敷地
計 1364.33平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の広告は、社会福祉法人清美福祉会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、つぎのとおりとする。ただしこの法人の成立後遅なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	日衛嶋 靖文
理事	岸 勉
理事	片山 汎子
理事	坪 松恵
理事	酒井 清一
理事	奈村 昭英
理事	日衛嶋 源太
監事	飯尾 一
監事	中木 重信

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人清美福祉会 定款細則

第1条 社会福祉法人清美福祉会定款第6条（役員及び委員）の規定に基づく細則を以下のものとする。

会長は、法人の事業・経営機能の強化に努めるとともに、必要に応じて理事長・施設長に助言をあたえるものとする。

- 2 理事長はこの法人を代表し、法人理念の具現化を図り、遂行するために、理事会の議決・承認に基づき、具体的に計画実行するものとする。
- 3 理事・監事は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験あるもので、この法人の趣旨に賛同して協力するものの中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 4 理事・監事は、理事会・監事会において、法人の経営に関して、意見を述べることもできるとともに、会の決定事項には責任を負うものとする。
- 5 苦情解決第三者委員は、法人の運営に対する苦情の解決を図る。

第2条 定款第10条（理事会）の規定に基づき、理事長の専決事項の細則は以下のものとする。

施設長及び主任・リーダー・副施設長を除く職員の任免。

- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- 3 債権の免除・効力の変更の内、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響が有るものを除く。
- 4 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち1件30万円以下の軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等

（注1）理事長が専決できる金額及び範囲については、経理規定の随意契約によることのできる場合の基準による。

（注2）当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための1件50万円以下の支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要になった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件50万円以下の物品の売却又は廃棄。
- 8 予算上の予備費の支出。
- 9 利用者の日常の処遇に関すること。
- 10 寄付金の受け入れに関する決定。
- 11 施設長の旅行（出張）命令及び復命に関すること。
- 12 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- 13 施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること。
- 14 職員の昇給に関すること。

第3条 定款第10条（理事会）の規定に基づき、施設長の専決事項の細則は以下のものとする。

所属職員の旅行命令及び復命に関すること

- 2 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること
- 3 所属職員の服務に関する諸願いの許可または承認にかんすること
- 4 臨時職員の任免に関すること
- 5 所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること。
- 6 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定価格1件30万円以下の契約事務に関すること
- 7 予算計上されている契約額1件30万円以下の契約締結に関すること

- 8 収入（寄附金を除く）事務に関すること
- 9 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項に限る）
- 10 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項に限る）
- 11 その他定例又は軽微な事項

第4条 定款第13条（職員）の規定に基づく細則を以下のものとする。

施設長は、法人の理念に基づき、保育方針及び保育目標に則り保育活動の充実・発展を期するとともに、所属職員を監督する

- 2 副施設長は、施設長を助け、園務を整理し、及び必要に応じて、園児の保育をつかさどる
- 3 主任保育士は、施設長の監督を受け保育活動に関する事項について、連絡調整及び指導助言に当たる
- 4 リーダーは、主任に園務に関する報告・連絡・相談を図り調整に当たる
- 5 保育士は、園児の保育をつかさどる
- 6 看護師は、園児の養護をつかさどる
- 7 事務職員は、事務に従事する
- 8 栄養士は、食育の推進を図り、給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる
- 9 調理員は、食育の具体化を図る給食の調理をつかさどる

附 則

- 1 この理事長専決事項等細則は平成16年4月1日現在のものである。
- 2 この細則実施の日から従前の細則は廃止する。
- 3 この理事長専決事項等細則はその都度協議して検討する。
- 4 平成27年10月6日に必要と思われる細則を付加し、従来の一部を改正する。